

いわき市地域ケア会議設置要綱

平成27年4月1日制定

(趣旨)

第1条 高齢者などが住み慣れた地域で、自分らしく、自立した生活を営むことができる「地域包括ケア」を推進するとともに、高齢者、障がい者及び子ども等が共生する地域共生社会の実現に寄与するため、「いわき市地域ケア会議」(以下「地域ケア会議」という。)を設置する。

(会議の構成)

第2条 地域ケア会議は次の会議により構成される。

- (1) 個別ケア会議
- (2) 小地域ケア会議
- (3) 地区地域ケア会議
- (4) 地域共生社会推進会議

(対象者)

第3条 地域ケア会議における検討の対象者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者とする。

- (1) 個別ケア会議及び小地域ケア会議 高齢者及び要介護・要支援認定を受けた第2号被保険者
- (2) 地区地域ケア会議及び地域共生社会推進会議 前号に規定する対象者、障がい者、子どもその他の課題を抱える者

(個別ケア会議)

第4条 個別ケア会議は、地域で課題を抱えている対象者の個別事例について解決に向けた検討を行うために、地域包括支援センター等が開催する。

- 2 個別ケア会議で検討する事例は、地域ケア会議の目的を達成するうえで有効と考えられるものを、地域包括支援センター等が選定する。
- 3 参加者は対象者の個別課題を検討するにあたり必要な者を地域包括支援センター等が開催ごとに選定する。
- 4 その他必要なことは別に定める。

(小地域ケア会議)

第5条 小地域ケア会議は、小地域単位で対象者が抱える課題の解決に向けた検討を行うために、地域包括支援センターが開催する。

- 2 小地域の範囲は、行政区、公民館区、中学校区、支所所管区域等、地区保健福祉センター

の所管区域より小さい範囲で、地域性や検討する課題に応じ地域包括支援センターが決定する。

3 参加者は小地域での課題を検討するにあたり必要な者を地域包括支援センターが開催ごとに選定する。

4 その他必要なことは別に定める。

(地区地域ケア会議)

第6条 地区地域ケア会議は、地域に居住する対象者が共通して抱える課題の解決に向けた検討を行うために、地区保健福祉センターが開催する。

2 地域の範囲は、地区保健福祉センターの所管区域とする。

3 会議の構成員は、いわき市長が委嘱する。なお、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

4 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 地区地域ケア会議の運営に関することは、地区地域ケア会議が定める。

6 その他必要なことは別に定める。

(地域共生社会推進会議)

第7条 地域共生社会推進会議は、全市の対象者が共通して抱える課題の解決に向けた検討を行うために、市が開催する。

2 会議の構成員は、いわき市長が委嘱する。

3 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 地域共生社会推進会議の運営に関することは、地域共生社会推進会議が定める。

5 その他必要なことは別に定める。

(秘密の保持)

第8条 地域ケア会議に出席した者は、会議を通じて知り得た個人の秘密に関する事項について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 個別ケア会議の庶務は、会議を開催した地域包括支援センター等が行う。

2 小地域ケア会議の庶務は、担当する地域包括支援センターが行う。

3 地区地域ケア会議の庶務は、担当する地区保健福祉センターが行う。

4 地域共生社会推進会議に係る庶務は保健福祉課が行い、地域ケア会議全体（地域共生社会推進会議を除く。）に係る庶務は地域包括ケア推進課が行う。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から実施する。